

重要資料

(財務会計基準機構・企業会計基準委員会公表物より掲載)

実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」

平成23年3月18日
企業会計基準委員会

<平成23年改正実務対応報告の概要>

以下の概要は、平成23年改正実務対応報告の内容を要約したものです。

・連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表上の取扱い(Q17)

平成22年度税制改正において完全支配関係にある内国法人間の寄付金取引は益金不算入及び損金不算入となったことに伴い、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合でも、寄付金として課税されないこととなった。平成22年6月30日公表の改正実務対応報告第5号では、当該税制改正後も従来どおり各連結納税会社の連結法人税個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」に含めるとともに、連結納税子会社の連結法人税個別帰属額を連結納税親会社と連結納税子会社の間の未収入金(未払金)及び未払金(未収入金)として計上することとした。

平成23年改正実務対応報告では、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理として、連結法人税の個別帰属額に係る未収入金を計上する連結納税会社が、当該個別帰属額に係る未払金を計上する連結納税会社に対し、その支払を免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときに、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識するとともに、債務免除に係る損失は営業外費用又は特別損失として、債務免除に係る利益は営業外収益又は特別利益としてそれぞれの会社が計上することとしている。

なお、事業年度末に未収入金を計上すると見込まれる連結納税会社が、当該事業年度末日までに、未払金を計上すると見込まれる連結納税会社に対し、その支払を免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときは、未収入金と未払金を計上した上で、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識するとともに、債務免除に係る損失は営業外費用又は特別損失として、債務免除に係る利益は営業外収益又は特別利益としてそれぞれの会社が計上することとなる。

・適用時期等

平成23年改正実務対応報告は、平成23年3月31日以後終了する事業年度末より適用する。なお、平成23年改正実務対応報告の適用は、会計方針の変更とは取り扱わない。

以上